

後期高齢者医療制度の不服審査請求に係る裁決についての見解

2008年8月8日

「後期高齢者医療制度に怒る道民の会」

代表 渡部 務

(事務局：北海道社会保障推進協議会 TEL011-758-2648)

1. 私たち「後期高齢者医療制度に怒る道民の会」（以下「道民の会」と略）は、「後期高齢者医療制度は、いのちを年齢で差別する高齢者差別法」であり、憲法に違反するとして、北海道後期高齢者医療審査会（以下審査会と略）に、623名が不服審査請求をおこないました。

この度審査会から、第1次分（5月中に提出）におこなった19人に対し、いずれも「審査請求を棄却する」という裁決が下されました。

その理由は、「法令及び条例の規定に基づいておこなったもの」であるから適正であるというものであり、憲法違反については、「権限外」としてその判断を避けた裁決です。

私たちは、年齢で区切って、年金天引きや強制加入、診療報酬による医療差別、無年金者や低所得者からの保険料徴収などが高齢者にとって現代版「うば捨て山」と言われる制度であり、人権と憲法を踏みにじるものとして不服申し立てをおこないました。

しかし、審査会の裁決は、「国で決めたことなのだから問題がない」といわんばかりであります。しかも「介護保険に加え医療保険料が取られると生活ができない」「年をとったら早く死ねというのか」など高齢者の悲痛な叫びや怒りを受け止めようという姿勢がまったく見られず、極めて機械的な裁決は誠に遺憾であり、請求人は怒りでいっぱいあります。

2. 私たちは、「審査会」に対し、審査の前に直接請求人の意見を十分に聞いてもらう場として、口頭意見陳述を求め、かつ、私たちの主張を多くの道民に知ってもらうためにその公開を要求しました。口頭意見陳述は限られた請求人が一人ひとり呼ばれ意見を述べましたが、審査会からは委員がどなたも出席せず、しかも、机に置かれたテープレコーダーに向かって意見を述べるという異様な状態のなかでおこなわれました。

公開についても、「プライバシー保護上できない」とされました。私たちは、「制度の不当性を訴え、集団で不服審査請求をおこなっているのであるから、プライバシー保護は理由にならない」として、再三公開を求めましたが、残念ながら拒否されました。

私たちは、主権者である請求人の訴えを真摯に聞こうとする姿勢が極めて疑われるもとの、審査会が裁決を下したことに怒りを禁じ得ません。

私たちは、あらめて審査会委員の出席による口頭意見陳述とその公開を求めます。

3. 私たちが不服審査請求を行って以降、政府・与党は、国民の世論と運動の高まりを前にして、保険料の軽減、年金天引きの一部解除、後期高齢者の診療報酬（終末期相談料や特定入院料など）の一部凍結など、次々と「見直し」をおこなっています。

制度実施からわずか3ヶ月足らずでこれほどにも制度を見直すのは、いかに「欠陥だらけで、

高齢者差別の制度」であるかを、政府自ら認めたことに他なりません。

どんなに一時凌ぎの「見直し」で国民を懐柔しようとしても、年齢でいのちを差別する制度そのものがもつ本質は何も変わりません。

「廃止しかない」という国民の世論と運動は、静まるどころか、いっそう高まっています。

国会でも、参議院で後期高齢者医療制度廃止法案が可決し、今度の臨時国会の大きな焦点となることは明らかです。

4. 私たちが行った不服審査請求は、本日提出分の160名を入れ800名になります。

今回の裁決は、その内の19名に対しておこなわれたものであり、今後、すべての請求人それぞれに北海道広域連合からの弁明書、請求人の反論書、口頭意見陳述を経て裁決が下されます。

私たちは、どんな理由であれ、医療という人間の命に関わる問題で、高齢者を差別する制度は一刻もつづけさせるわけにはゆかないこと明確にして、ひきつづき、制度の不当性・違法性を主張して行く決意です。

北海道高齢者医療審査会は、今後の審査にあたって、以上のことを十分に考慮して判断されるよう強く要望いたします。

道民のみなさん、これまで以上にご支持ご支援をいただくとともに、後期高齢者医療制度の廃止に向かってともに力を尽くしましょう。